

マネジメントリポート

2006年 12月

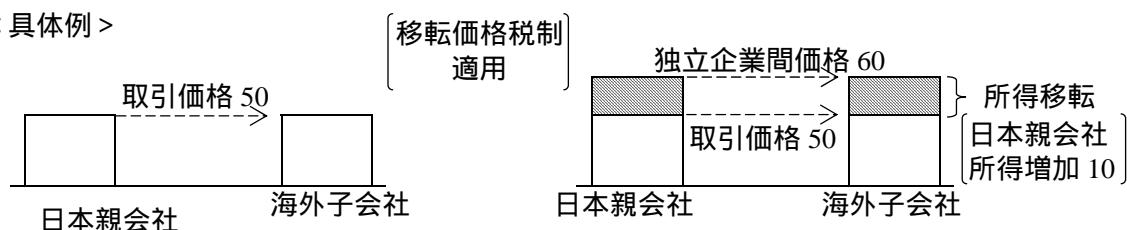
今回のテーマ： 移転価格税制

1986年の移転価格税制スタート当初は更正処分の大半が外資系企業でしたが、最近では日系グローバル企業で多発しており、税務リスクが増大しています。

1 移転価格税制の概要

移転価格税制とは、海外子会社等（国外関連者）との商品、役務提供などの取引価格の設定による所得の海外移転を防止する制度です。国外関連者との取引価格が第三者との通常取引価格（独立企業間価格）でない場合、独立企業間価格で行なわれたものとみなして、税務当局が課税します。

<具体例>



2 更正処分の最近の主な事例

| 年月 | 社名 | 更正所得 | 追徴税額 | 対象取引 |
|------|-----------|---------|---------|------------------------|
| 06.6 | 武田薬品工業 | 1,223億円 | 570億円 | 関係会社との医薬品 |
| 6 | ソニー、SCEI | 744億円 | 279億円 | 子会社とのCD・DVD、ゲームソフト |
| 4 | 三菱商事/三井物産 | 50/49億円 | 22/25億円 | 関係会社との豪州LNG開発の役務提供対価 |
| 05.6 | TDK | 213億円 | 120億円 | 子会社との電子部品 |
| 3 | 京セラ | 165億円 | 84億円 | 子会社との電子部品（06.9一部処分取消後） |

3 更正処分への対応

(1) 租税条約上の救済手段

移転価格税制による二国間での二重課税排除のため、課税処分から原則3年（カナダは2年）以内に、両国の税務当局が租税条約に基づき相互協議することを国税庁長官に申立てます。日本で移転価格課税が行なわれ、相互協議で課税処分の一部又は全部の取り消しに合意したときは、税務当局は減額更正または課税処分の撤回を行いません。平成19年度税制改正で、相互協議中の納税猶予が検討されています。相互協議の優先を希望しても、不合意の場合にそなえ、通常は、(2)国内法上の救済手段も同時に行います。

(2) 国内法上の救済手段（原則は）

異議申立て 課税処分から2ヵ月以内に国税局長等に再検討を申立てます。
審査請求 の決定から1ヵ月以内に国税不服審判所長に審査請求します。
訴訟 の決定から3ヵ月以内に地方裁判所に原処分取消訴訟を行いません。

4 事前確認（APA）

独立企業間価格の算定方法等について、税務当局に事前確認し、取引価格に「お墨付き」を得ておくことも有効です。しかし、APA発生件数の増加で、申請から確認の通知まで平均2年弱を要します。

お見逃しなく！

- 通常、独立企業間価格の算定には、第三者の同種・類似の取引価格の入手が必要で、外部専門家に委託するケースが増えています。
- 通常取引と関係なく国外関連者に金銭贈与や債務免除をした場合は、寄附金課税となり全額損金不算入です。寄附金課税の場合、原則として相互協議はありません。